# グリーンスローモビリティ導入事業 公募地評定等実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、千葉市が実施する「グリーンスローモビリティ導入事業(以下、事業という。)」に係る実証実験を実施するにあたり、実証実験実施の優先順位等を決定するために行う審査に関し、その透明性及び公平性を担保するため、公募に対して応募のあった地域等の評定(以下「公募地評定」という。)のほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (選定審査会の設置)

- 第2条 事業の公募地評定にあたって、その審査のため、「グリーンスローモビリティ導入事業公募地評定審 査会(以下、「選定審査会」という。)」を設置する。
- 2 選定審査会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 公募地評定基準の審査に関すること。
  - (2) 応募者が提出する応募申請の評定の審査に関すること。
  - (3) その他、公募地評定に関し必要なこと。
- 3 選定審査会の委員は、次の各号に掲げるとおりとし、委員長は都市局長とする。
  - (1)都市局長
  - (2) 都市局次長
  - (3) 都市局都市部長
  - (4) 交通政策課長
  - (5) 前各号に定めるもののほか、委員長が指名する者
- 4 選定審査会の事務局は、都市局都市部交通政策課が行う。
- 5 選定審査会は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 6 選定審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 7 急施を要するときは、委員に回議してこれに代えることができる。

### (申請の主体)

- 第3条 事業の公募にあたり、申請を行うものは次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 町内自治会・地区町内自治会連絡協議会
  - (2) NPO法人
  - (3) その他、地域活動を継続的に行っている団体であって、市が適当と認める者

#### (申請書類の確認)

- 第4条 審査は、提出された申請書類やヒアリング等に基づき、応募者ごとに行う。
- 2 事務局は審査の各段階において、随時に申請書類の補追、ヒアリング並びに現地視察を実施することが できる。
- 3 その申請書類は、次の各号にすべて該当しなければならない。
  - (1) 事業の趣旨に合致しており、実証実験によって有効な調査結果が得られる見込みがあること
  - (2) 運行の安全性が確保されていること
  - (3) 地域及び関係者の理解が得られていること、または得られることが見込まれること

## (公募地評定基準)

第5条 前条の審査を行うにあたっては公募地評定基準を定めることとする。

# (公募地評定基準の決定)

- 第6条 公募地評定基準を策定するときは、選定審査会の審査を受けるものとする。また、変更する場合も同様とする。
- 2 公募地評定基準においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 求める応募申請の内容
  - (2) 応募申請の評価項目、評価基準及び評定(欠格事項を含む。)等
  - (3) その他必要と認める事項

### (評定調書案の作成)

第7条 提出された申請書類等について、事務局は公募地評定基準に基づいて評定を行い、実証実験実施の 優先順位等を示した評定調書案を選定審査会に提出する。

### (評定結果の決定)

第8条 事務局から提出された評定調書案について、選定審査会は改めて公募地評定基準への適否を確認し、 評定結果を決定する。なお、特に公募地評定基準に適合していない実施計画については、当該応募申請を 却下することができる。

#### (評定結果の公表)

第9条 評定したときは、事務局は応募申請を採択した者の名称及び優先順位について公表するものとする。

## (欠格事由)

- 第10条 応募申請における虚偽等の明らかに悪質な行為が発覚した場合や、故意・懈怠により実証運行を実施しない場合は、次回以降の応募を禁止する。
- 2 前項において、自然災害、車両故障、その他応募者に起因しない避けがたい理由等が認められるときは、この限りではない。

### (秘密の保持)

第11条 応募者から提示された応募申請に関する事項は、第10条各項に規定する事項を除き、公表しない こととする。ただし、市が事業を実施するにあたり他地域への展開や機運醸成の目的で周知を図る場合な どにおいて、当該応募者から了承を得た場合はこの限りではない。

# (その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度事務局が選定審査会に諮って定めるものと する。

# 附則

この要領は、令和4年 4月15日から施行する。